

一般の中小企業退職金制度における財政状況の検討について

1. 財政状況の現状

我が国においては、景気の低迷が長引き、金利や株価が極めて低い水準で推移していたことから、一般の中小企業退職金共済制度（以下「中退制度」という。）においては、実際の運用利回りが予定運用利回りを下回ることにより、責任準備金の積立不足が増大し、平成 12 年度末現在で 2,000 億円を超える累積欠損金が存在していた。累積欠損金の存在は、本来得られるべき運用収入が得られないことにより積立不足が一層拡大し、制度の財政の健全性を大きく損なうことになるとともに、制度運営に対する信頼を損ね、ひいては加入者の減少を招くおそれもあることから、その解消が課題となっていた。

これに対するこれまでの取組は以下のとおり。

○予定運用利回りの見直し

平成 14 年 11 月より、予定運用利回りを従来の 3 % から 1 % に引下げ

○単年度で生じる利益の配分ルールの変更

利益の見込額の 2 分の 1 を累積欠損金の解消に、残りの 2 分の 1 を付加退職金の支給に充てる原則的ルールを策定

○累積欠損金解消計画の策定

累積欠損金の具体的な解消年限、中期目標期間中の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額（180 億円）を設定した「累積欠損金解消計画」を策定

結果として、解消額目標額を大幅に超える累積欠損金を解消し（平成 17・18 年度の 2 年間の解消目標額：360 億円、実際の解消額：2,132 億円）、平成 18 年度末において累積欠損金は約 151 億円まで縮小している。

2. 検討課題

○財政再計算

中小企業退職金共済法第 85 条において、「掛金及び退職金等の額は、少なくとも 5 年ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及

び予想等を基礎として、検討するものとする」とされており、前回の平成14年度の予定運用利回りの見直しから約5年が経過していることから、掛金及び退職金の額の見直しを検討する。

○支払備金の計上方法の変更

退職後5年を経過した退職金未請求者にかかる退職金額を支払備金（負債）から除外し収益化していたが、その一部又は全額を支払備金に再度計上することを検討する。

一般の中小企業退職金共済事業給付経理における財政状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	運 用 利 回 り (実 績)	当 期 純 利 益 (当期純損失)	利 益 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	付 加 退 職 金 支 給 率
平成14年度	<u>1.00% (11月～)</u>	1. 60%	△170億円	△2,571億円	0
平成15年度 前 期	1. 00%	1. 68%	103億円	△2,468億円	0
平成15年度 後 期	1. 00%	5. 37%	545億円	△2,684億円	0
平成16年度	1. 00%	2. 84%	401億円	△2,283億円	0. 00233
平成17年度	1. 00%	8. 34%	1,417億円	△ 867億円	0. 00602
平成18年度	1. 00%	2. 81%	715億円	△ 151億円	0. 0214
平成19年度	1. 00%	—	—	—	0

(注) ・下線については予定運用利回りの改正を行ったもの。

・平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。

累積欠損金解消計画（概要）（平成 17 年 10 月 1 日独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部）

1 計画の基本的考え方

(1) 累積欠損金の状況

一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）において累積欠損金は平成 5 年度末に 4 百万円を計上した後、市場金利の低下に伴って増加傾向で推移し、独立行政法人となった平成 15 年 10 月時点で 3,230 億円となつたが、平成 14 年 11 月の予定運用利回りの引下げ（3.0%→1.0%）や市場環境の好転を背景に 15・16 事業年度において当期利益金を確保し、平成 16 年度末では累積欠損金が 2,284 億円に縮小している。

(2) 計画の性格

総務省政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知（平成 16 年 12 月 10 日）や労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会意見書（平成 17 年 3 月 11 日）を踏まえ、平成 17 年 3 月 17 日、厚生労働省労働基準局長から独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に対して「中小企業退職金共済制度の運営改善について」の通知が出された。

このため、本計画を策定し、累積欠損金の解消に当たつての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を明らかにするとともに、具体的な対策の基本となる考え方を示す。

なお、本計画については、経済情勢の変化や目標達成の進捗状況等を踏まえ中期計画策定期等において必要な見直しを行う。

(3) 計画の前提

- ① 予定運用利回りは年 1 %とする。
- ② 年度ごとに解消する累積欠損金及び付加退職金の配分方法は、上記(2)の厚生労働省労働基準局長通知において示された以下の処理方法による。
 - (i) 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の 2 倍に相当する額以上のときは、当該利益の見込額の 2 分の 1 に相当する額を累積欠損金の解消に、残りの 2 分の 1 に相当する額を付加退職金に充てる。
 - (ii) 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の 2 倍に相当する額を下回るときは、まず当該利益の見込額のうち年度ごとに解消すべき累積欠損金の額に相当する額を累積欠損金の解消に充て、残額を付加退職金に充てる。
- ③ 加入者数、脱退者数、平均掛金月額・月額変更件数、月額変更による平均増加額等について、過去 10 年間のデータから推計した上で、責任準備金を推計する。
なお、適格退職年金からの引継金収入については、引継金の上限撤廃（平成 17 年度から）による増要因、平成 23 年度における引継終了時の一時的増加要因を見込み、かつ、過去 3 年間の平均値を踏まえ 16 年度末適年契約総数の 3 割弱が中退共に移管するものと見込んでいる。
- ④ 計画の始期は平成 17 年度とする。

2 計画の課題

(1) 累積欠損金の解消年限

- ① 解消年限の分析結果によれば、平成 27 年度末で概ね 50% の確率で解消できることとなっている。
- ② 確実性を担保するため、一定期間解消年限を延長することが適当である。
- ③ 機構はその運営に当たり中期計画の履行状況を評価されること等にかんがみ、累積欠損金の計画的解消の目標年限は中期計画期間を念頭に置いて定めることが望ましい。

以上から、次期以降の中期計画期間を 5 年と想定して、累積欠損金の解消年限は平成 17 年度を始期として、第 3 期中期計画終了時の 29 年度末までの 13 年間とする。

(2) 中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額

平成 16 年度末の累積欠損金 2,284 億円を 13 年間で解消する場合、各期間均等に解消していくこととすれば年間約 180 億円となる。

したがって、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額は 180 億円とし、中期計画 1 期間（5 年間）当たりの解消目標額は 900 億円とする。

(3) 達成すべき運用利回り（目安）

達成すべき運用利回り（目安）は、上記 1 (2) の労働政策審議会意見の趣旨を踏まえると、予定運用利回り 1.0% に加えて、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額の 2 倍に相当する収益が必要となることから、2.2%とする。

3 累積欠損金の解消を図るための具体的措置

(1) 収益改善の方策

① 健全な資産運用

資産運用の基本方針に基づき、最適な資産配分である基本ポートフォリオの選定及び維持管理に努め、安全にして効率的な資産運用を実施する。

また、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。

② 積極的な加入促進

関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、費用対効果を考慮しつつ以下を中心に加入促進対策を効果的・機動的に実施する。

イ 広報資料等による周知広報活動

ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

ハ 個別事業主に対する加入勧奨等

ニ 集中的な加入促進対策の実施

ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施（特に適年制度から中退共制度への移行）

(2) 経費節減の方策

可能な限り契約方式を一般競争入札に変更するとともに、退職金共済事業の各業務の見直しを行い、事務の効率化に伴って全体の経費節減を図ることによって給付經理から業務經理への繰入額を節減し、累積欠損金の解消に充てる。

また、委託運用機関の選定・評価を適切に行うことなどにより、当該機関の運用パフォーマンスに留意しつつ委託費用の節減に努める。

○ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年五月九日法律第百六十号）（抄）

（掛金及び退職金等の額の検討）

第八十五条 掛金及び退職金等の額は、少なくとも五年ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。